

もてぎマスコットキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、もてぎマスコットキャラクター「ゆずも」（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「ゆずも」という。
- (2) デザインは、町が定めた基本デザイン及び町長が別に定める展開デザインとする。

(使用基準)

第3条 キャラクターを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 町のPRに寄与するものであること。
- (2) 町の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものでないこと。
- (6) その他町長が適当と認めたものであること。

(使用の承認)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）はもてぎマスコットキャラクター使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、町長に提出しなければならない。

4 町長は、使用の承認をするときはもてぎマスコットキャラクター使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときはもてぎマスコットキャラクター使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第6条 町長は、使用者が第12条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(商標権等の設定禁止)

第7条 使用許可者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法

(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定または登録してはならない。

(権利義務の譲渡)

第8条 使用許可者は、この許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(損害賠償)

第9条 キャラクターを使用する者が故意または過失により町に損害を与えたときは、町長は、その賠償を請求することができる。

2 使用許可者が、イラストを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、町長は法律上の責任を一切負わない。

(使用の期間)

第10条 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第11条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(遵守事項)

第12条 キャラクターを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(見本品等の提出)

第13条 デザインを使用する者は、見本品等を速やかに町長に提出しなければならない。

ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。なお、写真は、見本品の全体が写されているもの及びデザインの使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年6月5日から施行する。